

AI 活用発明に関する特許制度の課題と将来展望：産業構造審議会特許制度小委員会の議論を踏まえて

Gemini Deep Research

I. エグゼクティブサマリー

本報告書は、人工知能（AI）を活用した発明に関する日本の特許制度のあり方について、特許庁の産業構造審議会知的財産分科会特許制度小委員会における議論を中心に深掘りするものである。特に 2025 年 6 月 4 日に開催された第 54 回小委員会で示された方向性は、今後の法整備に向けた重要な指針となる。

特許庁は、AI を利用した発明の特許適格性を認めつつも、発明者は自然人（人間）に限定し、AI 自体を発明者とはしない方針を提示している。これは、発明者不在によるイノベーション阻害の懸念を払拭し、人間の創造性を引き続き特許制度の中心に据える意図の表れである。また、AI が生成した資料等を引用発明として扱う際の適格性については、その要件や基準を整理するものの、AI 利用の有無の確認は立証困難であるため要件に含めないという実務的な判断が示された。

これらの動きは、AI 技術の急速な進展がもたらす特許法上の課題に対し、日本がどのように対応しようとしているかを示すものであり、国内のイノベーションエコシステムのみならず、国際的な知的財産制度の調和にも影響を与える可能性がある。本報告書では、これらの論点を詳細に分析し、主要国の動向や国内関係者の意見を交えながら、今後の日本の AI 関連特許制度が直面するであろう課題と、その将来展望を考察する。

II. はじめに：AI の変革的影響と特許庁の対応

AI 革命とイノベーション

近年、AI 技術は目覚ましい発展を遂げ、発明創出プロセスにおいてもその活用が急速に拡大している。多様な技術分野において、AI はデータ解析、新規物質の設計、さらには研究開発の方向性を示唆するツールとして、人間の能力を拡張し、イノベーションを加速させる原動力となりつつある。

従来の特許パラダイムへの挑戦

AI が発明プロセスに深く関与するようになると、「発明」の定義、発明を成し遂げた「発明者」の特定、そして新規性・進歩性判断の基礎となる「先行技術（引用発明）」の範囲といった、特許制度の根幹をなす伝統的な概念が揺らぎ始めている。例えば、AI が自律的に新たな技術的思想を創出した場合、それを法的にどのように位置づけるの

か、また、その創作に貢献した人間がない場合、誰が発明者となるのかといった問題が生じる。

特許庁の積極的な取り組み

日本国特許庁は、これらの課題を早期に認識し、AI 技術の進展を踏まえた特許制度の適切な対応について検討を開始した。産業構造審議会知的財産分科会特許制度小委員会において、2023 年 11 月以降、継続的に議論が行われている¹。第 51 回小委員会から第 54 回小委員会に至る議論の経緯²は、この複雑な問題に対して特許庁が体系的に取り組んでいることを示している。このような動きは、AI 関連の特許紛争が広範に発生する前に法的枠組みを整備しようとする積極的な姿勢の表れであり、法制度がしばしば事後対応的になりがちな状況とは一線を画す。この積極性は、法的不確実性が AI 駆動型イノベーションを阻害したり、場当たりの司法的解決につながったりすることを避け、明確な（ただし進化し続ける）知的財産枠組みを持つ国として日本を位置づけようとする戦略的な動きと解釈できる。

本報告書の目的と範囲

本報告書は、特許制度小委員会における議論、特に第 54 回小委員会で示された方向性を中心に、AI 活用発明に関する特許法上の課題と今後の法整備のあり方について詳細な分析を行うことを目的とする。その際、主要国の法制度や運用状況、さらには国内外の学識者や産業界からの意見も踏まえ、多角的な視点から日本の AI 関連特許制度の将来を展望する。特許庁の議論の核心にあるのは、AI ツールが強力な共同創造者となった場合に、人間の創意工夫をいかに奨励するか、そして公衆の領域を不当に制限したり、単なる AI の応用を過度に報奨したりすることなく、いかにバランスを取るかという点である。この基本的な緊張関係が、今後の具体的な規制内容を形成していくと考えられる。

III. 特許庁が示す AI 関連発明の枠組み（第 54 回特許制度小委員会より）

2025 年 6 月 4 日に開催された第 54 回特許制度小委員会では、AI を活用した発明に関する特許法上の主要な論点について、特許庁としての検討の方向性が示された [ユーザー照会]。

A. AI 活用発明の特許適格性

特許庁は、「自然人（人）が AI を利活用した発明は特許法に規定する発明に該当する」との案を示した [ユーザー照会]。現行特許法第 2 条第 1 項は、発明を「自然法則

を利用した技術的思想の創作のうち高度のもの」と定義しており、AI の活用によって生み出されたものがこの定義に合致するか否かについて明文の規定はない。今回の提案は、AI をあくまで人間の発明活動を支援するツールと位置づけ、人間が AI を利用して成し遂げた発明については、現行法の発明の定義の範囲内で保護対象とする考え方を明確にするものである。これは、AI の介在をもって直ちに特許適格性が否定されるものではないという国際的な共通理解とも整合する。第 53 回小委員会においても「発明該当性」は主要な検討課題の一つであった³。

B. 「発明者」の再定義：人間中心のアプローチ

現行特許法には「発明者」の定義に関する明文規定はないものの、「自然人が前提」と解釈・運用されてきた [ユーザー照会]。AI の利用が高度化する中で、この曖昧さが問題を引き起こす可能性が指摘されている。

特許庁は、まず「発明者の定義を明文化すべき」とした上で、「AI を発明者とすることは混乱も生じることから、認めない」という案を示した [ユーザー照会]。この背景には、AI を積極的に利活用した結果、発明者が不在となる状況が生じ、発明創作や特許権取得のモチベーションが低下する懸念がある [ユーザー照会]。発明者を人間に限定する考え方は、AI には法人格がなく権利能力が認められないこと、特許制度が人間の知的創造活動へのインセンティブ付与を目的としていること、AI による発明の大量生産が特許制度を混乱させる恐れがあることなどが理由として挙げられる⁶。

一方で、発明者に「AI の開発者を含めるかなどは今後議論する」としており [ユーザー照会]、この点は引き続き重要な検討課題となる。この「AI 開発者を発明者に含めるか」という問題は、AI の利用者が発明者とされる一方で、発明の核心部分が AI のアーキテクチャ（開発者による設計）に由来する場合、発明者性の帰属が不適切になったり、開発者の知的貢献が過小評価されたりする可能性を秘めている。これは、単に AI のコードに対する著作権とは異なる問題である。米国特許商標庁（USPTO）のガイダンスにある「ビルディングブロック貢献」の原則（特定の課題解決のために AI を設計・構築・訓練することが重要な貢献となり得る）⁷は、この論点と関連する。

C. AI 生成物を引用発明（先行技術）とする際の適格性：立証の困難性への配慮

AI を利用して生成された資料や論文などが「引用発明」として適格性を有するか否かについては、「認定するために満たすべき要件や基準の考えを今後、整理する」方針が示された [ユーザー照会]。

注目すべきは、「AI の利用有無の確認は立証が困難であるため、要件や基準に含めない」という案である [ユーザー照会]。これは、特許審査官や第三者が、ある文献や情報

が AI によって生成されたか否か、またどのように生成されたかを特定することが極めて困難であるという現実的な問題を踏まえた判断と言える。この実用主義的な譲歩は、審査を簡素化する一方で、先行技術が「公知」であることの基準を意図せず引き下げる可能性もはらんでいる。もし、その生成プロセス（潜在的に不透明な場合もある）に関わらず、AI 生成物のアクセス可能性のみに焦点が移れば、その出自や安定性、生成条件が不明なままでも先行技術と見なされるかもしれない。これは、先行技術の「実施可能開示」の側面、すなわち、その発明を実施するのに十分な情報が公衆に利用可能であったかという点について、新たな論争を生む可能性がある。

AI 生成物が先行技術となり得るかという問題では、それがいつ「公知」となったか、そしてその内容が確実に再現可能かという点が重要となる⁷。特に、生成系 AI は同じプロンプトでも異なる出力をする可能性があるため⁹、特定の時点での出力を確定することは難しい。特許庁の調査研究報告書においても、AI 生成物が公知となる時期について、「AI が配布された時点」「実際に出力された時点」「出力後に公開された時点」など様々な意見が寄せられている⁸。

表 1: AI 関連特許問題に関する特許庁の提案方向性 (2025 年 6 月時点)

論点	特許庁の提案方向性 (ユーザー照会より)	主要な論拠・懸念
AI 活用発明の特許適格性	自然人 (人) が AI を利活用した発明は特許法に規定する発明に該当する	AI は人間の発明活動を支援するツールであり、現行の発明定義の範囲内で保護可能。
発明者の定義	発明者の定義を明文化すべき	AI 活用による発明者不在の状況を回避し、発明意欲の低下を防ぐ。
AI の発明者性	AI を発明者とするとは認めない	AI には法人格・権利能力がない。特許制度は人間の創造性へのインセンティブ。制度混乱の回避。
AI 開発者の発明者性	発明者に AI の開発者を含める	AI の設計・開発が発明に本質

	かなどは今後議論する	的に寄与した場合の評価。
AI 生成物の引用発明適格性	認定するために満たすべき要件や基準の考えを今後整理する。AI 利用有無の確認は立証困難なため、要件や基準に含めない。	AI 生成物の先行技術としての扱いを明確化。立証の困難性を考慮した実務的な対応。いつ公知となったか、再現性があるかなどが課題 ⁸ 。

IV. AI 発明者性に関する核心的な法的・概念的課題

A. 「自然人」要件：国際的コンセンサスとその根拠

現在、米国、欧州、英国、中国を含む多くの国や地域で、発明者は自然人でなければならないという原則が維持されている⁶。AI システム自体が発明者として認められることはない。

この原則を象徴するのが「DABUS 事件」である。スティーブン・ターラー博士が自身の AI システム「DABUS」を発明者として特許出願を試みた一連の訴訟において、英国最高裁判所を含む世界各国の裁判所は、現行法規の解釈に基づき、発明者は人間でなければならないとしてこの主張を退けた¹³。DABUS 事件の判決は、AI が発明し得るかという哲学的問いではなく、現行法が AI を発明者として認めることを許容しているかという法解釈の問題に焦点を当てたものであった¹⁶。

発明者を人間に限定する根拠としては、主に以下の点が挙げられる。

1. 法的能力の欠如：AI は法人格を持たず、権利を保有したり義務を負ったりすることができない⁶。
2. インセンティブ論：特許制度は、人間の創造活動と発明の開示を奨励することを目的としている⁶。機械である AI は、このようなインセンティブに反応しない。
3. 説明責任：人間の発明者は、特許出願内容の真実性について責任を負う。

B. AI 支援創作における人間の貢献度の定量化

AI がツールであるならば、人間がどの程度の知的貢献をすれば発明者とみなされるのか。これは各国特許庁が直面する中心的な課題である。

USPTO は、「重要な貢献（significant contribution）」の有無を判断するために、判例法理である *Pannu* ファクターを用いている⁷。これには、発明の着想に貢献すること、発明全体と比較して質的に些細でない貢献をすること、周知の概念や技術水準を単に説明する以上のことを行うことなどが含まれる⁷。USPTO が示した主要原則⁷によれ

ば、AI の使用は人間の貢献が重要であれば発明者性を否定せず、問題認識だけでは不十分だが特定の問題に対する具体的解決策を引き出すプロンプト構築は重要貢献たり得る。AI 出力の実施だけでは不十分だが、AI 出力への重要貢献や予測不能分野での実験成功は貢献となり得る。特定問題のための AI 設計・訓練（ビルディングブロック）も重要貢献たり得るが、単なる AI の所有や監督（知的支配）は不十分である。

日本の特許庁も、今後、人間の貢献度を評価するための独自の基準を策定または明確化する必要がある、USPTO のようなアプローチを参考にすることが考えられる。日本知的財産協会の報告書⁶では、産業界から、発明の各段階（課題設定、解決手段選択、実効性評価）における人間の「関与度」について明確な基準を求める声が上がっている。

この人間の貢献度を定量化する上で、特に深層学習モデルのような複雑な AI における「ブラックボックス」問題は大きな課題となる。人間が AI による解決策の導出過程を完全に理解できない場合、たとえ AI に指示を出し、その出力の価値を認識したとしても、伝統的な特許法上の意味で発明を「着想」したと言えるのか。これは、多くの特許制度における発明者性の基礎である「発明の着想」（発明者の心の中に、完全かつ実行可能な発明の明確かつ恒久的なアイデアが形成されること）という概念に挑戦するものである。USPTO の「問題認識だけでは不十分」という原則⁷はこの点に触れているが、「特定のプロンプトを構築する」部分の具体的な線引きが求められる。

C. 発明プロセスにおける AI 開発者と利用者の位置づけ

特許庁の現在の方向性は、AI の人間利用者が発明者となり得ることを示唆している [ユーザー照会]。しかし、発明を可能にした AI ツールを開発した AI 開発者もまた発明者（または共同発明者）とすべきかという問題は複雑であり、特許庁は判断を先送りしている [ユーザー照会]。AI 開発者の貢献を認めるべきとの議論は、AI のアーキテクチャや訓練が最終的な発明の「発明的」な貢献に不可欠である場合に生じる。一方で、特許法は通常、単なるツールの作成ではなく、特定の発明の「着想」を報奨するものであり、開発者の貢献は背景技術と見なされるか、あるいは AI コードの著作権や営業秘密など他の手段で保護されるべきとの考え方もある。日本知的財産協会の調査⁶によると、AI 利用時の発明者については、「AI へ創作を指示した者」「ファインチューニングを指示した者」「AI による発明を評価・選択した者」など、様々な意見があり、明確なガイダンスの必要性が浮き彫りになっている。

D. 「発明者なき発明」という懸念への対応

AI の貢献があまりにも大きく、現行または明確化された規則の下ではどの人間も発明者としての閾値に達しない場合、その発明は「発明者なき発明」とみなされ、特許不能となる可能性がある [ユーザー照会]。これは、高度な AI の R&D への利用を阻害しか

ねない。特許庁が発明者の定義明確化を提案する動機の一つは、この「発明者不在」のシナリオを防ぐことにある [ユーザー照会]。

第 53 回小委員会では、「AI 自律発明」はまだ現実のものではないとして当面の検討課題からは外す方向性が示されたものの、一部委員からは、そのような発明が出現してから慌てて対応することになるのではとの警鐘も鳴らされている³。これは、現在の現実に対処することと将来の可能性に備えることとの間の緊張関係を示している。日本知的財産協会の調査⁶によれば、AI 自律発明を経験した企業はまだないものの、人間の創造的役割の縮小や、人間の関与が最小限になった場合の発明者決定の困難さについての懸念が存在する。

人間の貢献に関する規則が十分に堅牢で検証可能でない場合、AI が生成した成果物に対して特許を確保するためだけに、実質的な発明的貢献が最小限の個人が発明者として記載される「戦略的発明者申告」のリスクが生じる。これは特許制度の価値を損なうか、紛争を引き起こす可能性がある。英国知的財産庁 (UKIPO) が指名された発明者の身元を確認しないという事実は¹⁶、対処されなければ潜在的な抜け穴を示唆している。USPTO の人間による貢献の文書化に関するガイダンス⁷は、これを軽減する試みである。

V. 国際的視点：比較分析

AI 発明者性に関する議論は日本国内に留まらず、世界各国の特許庁も同様の課題に直面し、対応を進めている。

A. 米国特許商標庁 (USPTO)

USPTO は、AI 支援発明に関するガイダンスを公表し、AI 自体は発明者になれないこと、発明者適格には自然人による「重要な貢献」が必要であることを明確にしている²。この「重要な貢献」の判断には前述の *Pannu* ファクターが用いられる⁷。また、出願人には誠実義務の一環として、発明者性の判断に影響を与える AI の役割について開示する義務があり得る¹⁸。特に、AI の支援により自然人が「重要な貢献」をしていない状況に至った場合には、AI の使用を報告しなければならないとされている¹⁸。ただし、このガイダンスは AI 支援発明に対してより厳格な基準を課すものではなく、既存の発明者適格に関する法律が適用される点が強調されている²⁰。

B. 欧州特許庁 (EPO)

EPO は、AI 関連発明をコンピュータ関連発明と同様に扱い、その「技術的性格」を審査する²。単なる抽象的モデルやアルゴリズム（例：「サポートベクターマシン」とい

う記載のみ)は、技術的な応用や効果がなければ特許適格性を有しない。発明者は人間でなければならず、AIを発明者として指定することは認められない²。これはDABUS出願でも確認された。近年、EPOはAI発明における「十分な開示」の要件を厳格化しており、特にAIモデルの技術的実装や、それが技術的効果に不可欠な場合には訓練データに関する詳細な説明を求めている²¹。過度に広範または曖昧なクレームは、この要件を満たさないリスクがある。この「十分な開示」のハードルは、AIが発明の多くを「発見」したとしても、発明の人間による理解と制御を間接的に確保する手段として機能し得る。出願人がAIの動作原理を技術的効果を達成するために十分に説明できない場合、AIの出力に関わらず特許は失敗する可能性があり、これは暗に発明プロセスにおける人間の監督と理解の必要性を強化する。

C. 英国知的財産庁 (UKIPO) と DABUS 事件の判例

UKIPOもAI発明をコンピュータ関連発明として扱い、数学的方法やコンピュータプログラム「それ自体」といった除外事由に該当せず、技術的貢献が認められる場合に特許適格性を有するとのガイドラインを示している²。DABUS事件では、英国最高裁判所が、英国特許法上の発明者は自然人でなければならず、ターラー博士はDABUSを所有しているという理由だけではDABUS(発明者たり得ない)から権利を派生させることはできないと最終判断を下した²。この判決は、1977年特許法の条文解釈に基づくものであり、AIが発明能力を持つか否かという哲学的問題には踏み込まなかった¹³。

D. 中国国家知識産権局 (CNIPA)

CNIPAは2024年末に「人工知能関連発明特許出願ガイドライン(試行版)」を公表した(2025年施行)²。このガイドラインは、特許文献に記載される発明者は自然人でなければならず、AIシステムやその他の非自然人を発明者とすることはできないと明確に規定している¹⁴。これは複数の発明者が存在する場合も同様である。また、データ取得・利用に関する倫理的問題にも言及している¹⁴。発明の定義に関して、中国では「技術的手段をもって、技術的課題を解決し、技術的効果が得られる」という3つの「技術的」要件が求められるのに対し、日本では「ソフトウェアとハードウェア資源とが協働することによって、使用目的に応じた特有の処理装置又はその動作方法が構築」されていることが重視されるという比較もある²⁴。

これらの国際動向から、AI自体を発明者としないという点では各国でコンセンサスが形成されつつあるものの、AI支援発明における「人間の貢献」をどのように評価するかという具体的な基準については、まだ発展途上であり、各国間で差異が生じる可能性がある。これは国際的な特許出願戦略に複雑さをもたらす可能性がある。例えば、USPTOは詳細なPannuファクターと原則を提示しているが⁷、EPOは「技術的性格」

と「十分な開示」を重視し²¹、これが間接的に人間の役割の定義と実現に関わってくる。日本の特許庁はまだ詳細な基準を策定中である [ユーザー照会]。これらの基準が大きく異なる場合（例：「重要な貢献」の定義や AI 開発者の役割の扱い）、ある国では人間の発明者がいるとみなされる発明が、別の国ではそうでないと判断されたり、指名される発明者が異なったりする可能性がある。

表 2：主要国における AI 発明者性に関する方針の比較概要

国・地域	AI の発明者性	人間の発明者性の主要基準	AI 開発者の発明者性（言及あれば）	AI 生成物の先行技術（言及あれば）
日本（提案）	認めない	自然人（人）が AI を利活用。発明者の定義を明文化予定。「重要な貢献」の具体的基準は今後の検討課題 [ユーザー照会]。	今後議論 [ユーザー照会]	要件・基準を整理予定。AI 利用有無の確認は立証困難なため要件に含めず [ユーザー照会]。
米国	認めない	自然人による「重要な貢献」(Pannu ファクターに基づく：着想への貢献、質的に些細でない貢献、単なる周知技術の説明以上等) ⁷ 。AI 使用自体は発明者性を否定せず、問題認識だけでは不十分、AI 出力の実施だけでも不十分 ⁷ 。	AI の設計・訓練が「ビルディングブロック貢献」として重要貢献になり得る ⁷ 。	AI 支援により自然人が「重要な貢献」をしていない場合、AI 使用の報告義務 ¹⁸ 。

EPO	認めない	発明者は人間。AI 発明は技術的性格を有し、十分な開示が必要（AI モデルの技術的実装、訓練データ等） ¹³ 。	言及なし	AI 生成物が先行技術となり得るかは、公知となった時期や再現性などが問題となる。
英国	認めない	発明者は自然人（DABUS 事件判決） ¹³ 。AI 発明は技術的貢献が必要 ²³ 。	言及なし	AI 生成物が先行技術となり得るかは、公知となった時期や再現性などが問題となる。
中国	認めない	発明者は自然人。AI システム等は発明者になれない（ガイドライン） ¹⁴ 。	言及なし	ガイドラインでは倫理的問題（データ取得・利用）に言及 ¹⁴ 。先行技術としての AI 生成物の扱いの詳細は不明。

VI. 日本国内の声：関係者の視点と懸念

AI と特許制度を巡る議論は、法曹界、産業界からも様々な意見や懸念が表明されている。

A. 産業界の洞察（日本知的財産協会、経団連）

日本知的財産協会（JIPA）の調査報告書⁶によると、産業界は概ね発明者を自然人に限定する現行の考え方を支持しており、AI 自体を権利主体とすることには消極的である。その理由として、AI にインセンティブを与える必要がないことや、AI には権利能力がないことが挙げられている。AI が自律的に発明を創出した場合の特許付与については、特許の粗製濫造や特定企業による独占、人間の創作意欲の減退といった懸念が示されている。現状では AI は人間の検証が必要なツールと認識されているが、将来的に人間の関与が小さくなった場合の発明者の認定については、課題設定、解決手段候補の選択、実効性評価といった各段階における人間の関与の度合いをどのように評価するか

が重要になるとの意見が多い。この産業界の意向は、AI をツールとして利用する人間による発明は保護されるべきだが、AI が自律的に発明を行うことについては制度的なリスクから慎重であるという二重の願望を反映している。これは、特許庁にとって、「人間の貢献」をどの程度広く定義して現在の AI 支援発明を保護しつつ、将来のより自律的な AI による創作が人間の発明者というパラダイムを覆さないようにするかという、微妙なバランス取りを要求するものである。

日本経済団体連合会（経団連）は、より広範な「AI 活用戦略」の中で知的財産の問題に言及している²⁵。直接的な特許制度への言及は限定的であるものの²⁵、著作権問題を中心とした議論²⁵の中で、法的明確性や予見可能性の向上、権利者保護と AI 開発・利用のバランス、データ提供者・AI 開発者・利用者間の公正な利益配分の重要性を訴えている。これらの原則は特許制度にも通底するものである。また、AI と知的財産に関する国際的なルール形成において日本が主導的な役割を果たすべきであると提言しており²⁵、これは日本の国際競争力維持という経済的動機が背景にあることを示唆している。質の高いデータ、ものづくり、コンテンツといった日本の強みを活かす²⁵ためにも、AI 発明を効果的に処理できる特許制度が不可欠であるという認識がうかがえる。

B. 法律専門家のスタンス（日本弁理士会）

日本弁理士会（JPAA）は、会員である弁理士が AI を特許実務（明細書ドラフト、先行技術調査など）に利用する際の指針を示す必要性を認識している¹⁷。発明者性に関しては、AIPPI JAPAN（国際知的財産保護協会日本部会、弁理士と密接に関連）の議論²⁸において、発明を「着想の提供」と「着想の具体化」の二段階に分ける考え方や、AI を発明者とすべきか否かについて賛否両論があることが紹介されている。ただし、日本の DABUS 関連の行政不服審査会答申では AI を発明者とは認めていない²⁹。総じて、AI が知的財産実務や制度に与える影響に対応するための明確な法的枠組みの必要性が認識されている。

VII. 将来の方向性：AI と特許法の未踏領域を踏破する

A. 日本の特許法改正の予測される展開

特許庁が示した現在の提案（発明者は人間、発明者の定義明確化、AI は発明者としな
い、引用発明の基準設定）は、今後夏以降に開かれる小委員会での「本格的な検討」
[ユーザー照会]を経て、具体的な法改正案へと進展することが予想される。この「本格的な検討」は、これまでの予備的な議論¹から、具体的な法文言、基準、影響評価へと移行する重要な転換点となる。ここで「発明者」の定義や「人間の貢献」の評価方法といった詳細が詰められ、それが法案や審査基準に直接反映されることになるため、日本の AI 関連知財環境を長期にわたり方向づけるだろう。法改正後は、USPTO や UKIPO

と同様に、AI 関連発明に関する詳細な審査基準が公表される可能性が高い。これには、人間の貢献度の評価方法や AI 生成物の先行技術としての取り扱いなどが含まれるだろう。また、特許庁は AI 技術の進展とその特許制度への影響を引き続き注視し、将来的にさらなる見直しを行う可能性もある。第 53 回小委員会で「AI 自律発明」の議論が先送りされたものの、完全に否定されたわけではないこと³は、進化する課題への認識を示唆している。

B. AI の自律性と発明能力に関する継続的な議論

特許庁主流派によって現時点では喫緊の課題ではないとされているものの³、AI システムが独立して「発明」を行うと見なせるほどの自律性を獲得する可能性は、将来の大きな課題として残る。産業界からは、AI が自律的に発明し、それが認められた場合に特許制度が混乱することへの懸念が表明されている⁶。この議論は、法解釈だけでなく、創造性、意識、そして「発明する」とは何かという哲学的な問いにも関わってくる。AI の自律的発明が現実のものとなった場合、人間の発明者のみを認める現行制度を維持すれば価値ある発明が特許不能となる可能性、AI 生成創作物のための新たな知的財産権（*sui generis* 権）の創設、あるいは AI を発明者と認めるという法的思考の根本的転換といったシナリオが考えられる。

C. バランスの取れた未来志向の特許制度への提言

今後の特許制度には、明確な定義（特に「発明者」および「人間の重要な貢献」）と、AI の急速な進化に適応できる柔軟性が求められる。国際的な調和に向けた努力も継続し、グローバルなイノベーターにとっての摩擦を減らす必要がある。経団連が提言するように²⁵、日本の積極的な関与が不可欠である。いかなる法的枠組みも、有益な AI ツールの開発を含め、人間の創意工夫と R&D 投資へのインセンティブを引き続き提供するものでなければならない。特許庁は引用発明における AI 利用の証明を実務的に回避しているが【ユーザー照会】、特許出願における重要な AI 利用の自主的開示（ペナルティなしで）を奨励することは、AI の役割に関するデータ収集と理解に役立つ可能性がある。USPTO の誠実義務¹⁸は比較対象となる。また、特許審査官は、AI 支援発明や AI 生成先行技術の複雑性に対応するための継続的な研修が必要となる。

引用発明としての AI 生成物の立証問題は、審査段階では特許庁の提案により簡略化されるかもしれないが【ユーザー照会】、特許付与後の有効性紛争において再燃する可能性がある。特許を無効にしようとする当事者が、臨界日以前に存在した AI 生成文書が発明を完全に予期していたと主張しようとするかもしれない、その文書のアクセス可能性、恒久性、再現性について複雑な議論を引き起こす可能性がある⁷。裁判所は、特許審査官が直面しないこれらの証拠問題に取り組まなければならないかもしれない、特許訴

訟の新たなフロンティアを生み出す可能性がある。

VIII. 結論

特許庁は、AI という新たな技術を既存の特許枠組みに統合するため、慎重かつ漸進的なアプローチを取っている。その中心には、AI の強力な能力を認めつつも、発明の主体はあくまで人間であるというコミットメントがある。

AI 技術の急速な進展は、特許制度に前例のない課題を突きつけているが、これは同時に、制度そのものを見直し、より実効的で未来志向の枠組みを構築する機会でもある。日本が AI 駆動型イノベーションを真に促進し、国際的な知的財産制度の調和に貢献するためには、継続的な対話、国際協力、そして変化への適応性が不可欠である。

今後策定される具体的な法制度や運用ガイドラインが、人間の創造性を最大限に引き出し、AI との協調による新たな価値創出を支援し、日本の産業競争力強化に資するものとなることが期待される。この道のりは平坦ではないが、周到な検討とバランスの取れた判断を通じて、日本は AI 時代の知的財産制度における一つのモデルを提示し得るだろう。

引用文献

1. 特許制度に関する検討課題について - 特許庁, 6 月 7, 2025 にアクセス、
https://www.jpo.go.jp/resources/shingikai/sangyo - kouzou/shousai/tokkyo_shoi/document/54 - shiryu/01.pdf
2. 第 51 回特許制度小委員会の審議について | ブログ | Our Eyes | TMI ..., 6 月 7, 2025 にアクセス、
<https://www.tmi.gr.jp/eyes/blog/2025/16602.html>
3. 第 53 回特許制度小委員会 - よろず知財戦略コンサルティング, 6 月 7, 2025 にアクセス、
<https://yorozuipsc.com/blog/53>
4. 第 54 回特許制度小委員会 議事次第・配布資料一覧 | 経済産業省 特許庁, 6 月 7, 2025 にアクセス、
https://www.jpo.go.jp/resources/shingikai/sangyo - kouzou/shousai/tokkyo_shoi/54 - shiryu.html
5. 産業構造審議会知的財産分科会第 53 回特許制度小委員会-開催通知 - 経済産業省, 6 月 7, 2025 にアクセス、
<https://www.meti.go.jp/interface/honsho/committee/index.cgi/committee/63027>
6. AI を利活用した創作の特許法上の保護の在り方に関する ... - 特許庁, 6 月 7, 2025 にアクセス、
https://www.jpo.go.jp/system/patent/gaiyo/sesaku/ai/document/ai_protection_chousa/zentai.pdf
7. Understanding the USPTO's AI Inventorship Guidance - Legal Reader, 6 月 7, 2025 にアクセス、
<https://www.legalreader.com/understanding - the - usptos - ai ->

- [inventorship-guidance/](#)
8. AI 技術の進展を踏まえた 発明の保護の在り方に関する調査研究 ～要約版～, 6 月 7, 2025 にアクセス、
https://www.jpo.go.jp/resources/report/takoku/document/zaisanken_kouhyou/2024_05-summary.pdf
 9. Generative AI for Research: What to Consider: Output - Yale University Library Research Guides, 6 月 7, 2025 にアクセス、
<https://guides.library.yale.edu/gai/output>
 10. Ensuring Reproducibility in Generative AI Systems for General Use Cases: A Framework for Regression Testing and Open Datasets - arXiv, 6 月 7, 2025 にアクセス、
<https://arxiv.org/html/2505.02854v1>
 11. Non Determinism & Prompt Optimization in LLMs for AI Apps - Future AGI, 6 月 7, 2025 にアクセス、
<https://futureagi.com/blogs/non-deterministic-llm-prompts-2025>
 12. Beyond Traditional Testing: Addressing the Challenges of Non-Deterministic Software, 6 月 7, 2025 にアクセス、
<https://dev.to/aws/beyond-traditional-testing-addressing-the-challenges-of-non-deterministic-software-583a>
 13. Can AI Be An Inventor? The US, UK, EPO and German Approach | Insights | Mayer Brown, 6 月 7, 2025 にアクセス、
<https://www.mayerbrown.com/en/insights/publications/2024/01/can-ai-be-an-inventor-the-us-uk-epo-and-german-approach>
 14. 「中国における人工知能(AI)関連発明特許出願ガイドライン (試行版 ...)」, 6 月 7, 2025 にアクセス、
<https://www.itohpat.co.jp/ip/2481/>
 15. The End of the Road for DABUS and Dr Thaler at the UK Supreme Court, 6 月 7, 2025 にアクセス、
<https://patentblog.kluweriplaw.com/2024/01/16/the-end-of-the-road-for-dabus-and-dr-thaler-at-the-uk-supreme-court/>
 16. AI- Inventor, or Imposter? The DABUS Case Explained - Scintilla IP, 6 月 7, 2025 にアクセス、
<https://www.scintilla-ip.com/ai-inventor-or-imposter-the-darmus-case-explained/>
 17. 日本弁理士会「弁理士業務 AI 利活用ガイドライン」の調査, 6 月 7, 2025 にアクセス、
<https://yorozuipsc.com/uploads/1/3/2/5/132566344/fce0a656f65a0771dffe.pdf>
 18. USPTO、庁への手続における AI の使用に関するガイダンスを公表 ..., 6 月 7, 2025 にアクセス、
https://www.jetro.go.jp/ext_images/lpnews/us/2024/20240419.pdf
 19. USPTO、特許適格性に関するガイダンスに AI 関連発明の事例等を追加, 6 月 7, 2025 にアクセス、
https://www.jetro.go.jp/ext_images/lpnews/us/2024/20240722.pdf
 20. FAQs on Inventorship Guidance for AI-assisted Inventions - USPTO, 6 月 7, 2025 にアクセス、
<https://www.uspto.gov/initiatives/artificial-intelligence/faqs>
 21. What is Patent Drafting at the EPO? AI-related Inventions | Solve Intelligence, 6 月 7, 2025 にアクセス、
<https://www.solveintelligence.com/blog/post/patent-drafting-at-the-epo>

22. [www.gov.uk](https://www.gov.uk/government/publications/examining-patent-applications-relating-to-artificial-intelligence-ai-inventions/guidelines-for-examining-patent-applications-relating-to-artificial-intelligence-ai-2#:~:text=AI%20inventions%20are%20computer%2Dimplemmented,a%20program%20for%20a%20computer.), 6 月 7, 2025 にアクセス、
<https://www.gov.uk/government/publications/examining-patent-applications-relating-to-artificial-intelligence-ai-inventions/guidelines-for-examining-patent-applications-relating-to-artificial-intelligence-ai-2#:~:text=AI%20inventions%20are%20computer%2Dimplemmented,a%20program%20for%20a%20computer.>
23. Guidelines for examining patent applications relating to artificial intelligence (AI) - GOV.UK, 6 月 7, 2025 にアクセス、
<https://www.gov.uk/government/publications/examining-patent-applications-relating-to-artificial-intelligence-ai-inventions/guidelines-for-examining-patent-applications-relating-to-artificial-intelligence-ai-2>
24. 中国における AI 関連特許の審査 ～日本との比較, 6 月 7, 2025 にアクセス、
<http://ksilawpat.jp/wp-content/uploads/2024/12/Vol7-1.pdf>
25. 経団連：AI 活用戦略II (2023-10-17), 6 月 7, 2025 にアクセス、
https://www.keidanren.or.jp/policy/2023/067_honbun.html
26. 提言「AI 活用戦略II」を公表 (2023 年 10 月 26 日 No.3610)| 週刊 経団連タイムス, 6 月 7, 2025 にアクセス、
https://www.keidanren.or.jp/journal/times/2023/1026_02.html
27. 弁理士業務と AI 特許作成, 6 月 7, 2025 にアクセス、
<https://jpaa-patent.info/patent/viewPdf/3945>
28. AI 関連発明の発明者, 6 月 7, 2025 にアクセス、
<https://jpaa-patent.info/patent/viewPdf/3851>
29. “Inventors” must be human beings. 発明者 AI (“DABUS”) の特許出願を拒絶した米国特許商標庁の判断を米国連邦巡回区控訴裁判所も支持 Thaler 氏は大法廷での再審理申立てへ | 「医薬系 "特許的" 判例」ブログ, 6 月 7, 2025 にアクセス、
<https://www.tokkyoteki.com/2022/09/inventors-must-be-human-beings-ai-dabus-thaler.html>